

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：12608

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01364

研究課題名(和文) 民事紛争の解決の利益と費用負担に関する研究

研究課題名(英文) Benefits of Civil Disputes Resolution And Its Cost

研究代表者

金子 宏直 (KANEKO, HIRONAO)

東京工業大学・リベラルアーツ研究教育院・准教授

研究者番号：00293077

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：民事裁判を利用する際に必要になる民事訴訟費用に関しては、手数料の高額料を避けるための改革などが行われてきた。改革の一つとして最終的に当事者が負担する訴訟費用額の確定手続を裁判官から裁判所書記官の権限になった。新しい様々な民事紛争が現れるにつれて、紛争で問題になっている経済的な利益の算定は計算のみにとどまらず、実質的な判断が必要になる場合もある。そのため、裁判所書記官の判断の基準をより明確にしていく必要がある。また、手数料算定基準の合理性について、特定の紛争類型において再検討が必要であることを考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

民事裁判を利用する際に必要になる民事訴訟費用の負担は、憲法32条の定める国民が裁判を受ける権利の保障にも関係する。そのため、裁判に必要な費用の負担は適切で公平になるように、法制度上も実務の運用上も常に検討が必要になる。そこで、新たな紛争で問題になる経済的利益の考え方や、司法改革の一環として裁判所書記官の権限となった訴訟費用額の確定などに必要な基準の検討等を行った。

研究成果の概要(英文)：Litigation cost for civil trials, some reforms have been made to decrease filing fees. One of the reforms, the authority to assess cost which party should bear had been moved from the judge to the court clerk. As various new civil disputes occurred, the assessment of economic benefits at stake in disputes does not calculate the amount but also needs to evaluate substantive judgment of right or debt. It is necessary to clarify the criteria or standard for judgment by the court clerk to assess the benefits. This research also considered the rationality of the standard of calculating fee for specific dispute types.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：民事訴訟費用 裁判を受ける権利 裁判所書記官

1 . 研究開始当初の背景

本研究は「民事紛争の解決の利益と費用負担に関する研究」と題して、民事訴訟を中心に、民事紛争の解決の利益とその解決に要する費用負担との関係を考察することを通じて、費用負担に関する民事訴訟法等の規定および実務上の問題に関する対応を検討することを目的とする。

民事紛争の解決にはコストが必要になる。本研究の学術的な「問い」は、紛争解決のコストを、だれが、どれだけ、どのような手続により負担を負うことになるのか、紛争解決の利益を実現する上で妥当であるのかを明らかにすることである。

民事訴訟をはじめとする裁判の利用には、当事者は手数料等の費用を含め、裁判等の手続に必要な費用を負担する必要がある。国の設営する紛争解決手続が有償である理由は、受益者負担の原則と濫用的申立の抑止とされる。

最終的な費用負担に関して、例えば、民事訴訟法は、敗訴者負担の原則を採用する。民事訴訟法の訴訟費用に関する規定は、他の民事事件の手続法でも準用されている。その意味で、民事手続の費用負担に関する基本的な規定といえる。

これらの手続の法的な問題点を議論する上では裁判例の検討も重要である。費用負担は訴訟法分野では必ずしも主要な論点とはならない。しかし、平成8年民事訴訟法の改正後20余年経過し、訴訟費用に関連して、訴額の算定、直送費用、訴訟救助の付与要件、取立権等について裁判例が集積されてきている。

また、民事訴訟の負担に関連する原則は、ある種の普遍性をもっていると考えられる。しかし、平成23年改正非訟事件訴訟法では申立人の負担から各自負担の原則に変更された。民事執行手続を含めた民事手続についても改正がなされており、費用負担の問題を民事事件にわたり総合した考察を行うのに適切な時期を迎えている

2 . 研究の目的

本研究は、まず、民事訴訟事件、非訟事件を合わせた民事事件全体について、紛争解決の利益に着目し、手続に要する費用の負担が現行制度でどのような関係に位置づけられているのかを考察する。特に、手続の有償性ないし費用負担の根拠とされる、受益者負担の原則の当てはまる範囲と、その原則以外の公平の概念による調整原理が、どのように機能しているのかを考察する。次に、判決手続と執行手続を連続して捉える場合に、紛争解決の利益と権利実現のための利益と手続に要するコストはどのように理解されているのかを考察する。さらに、事件類型によっても、手続に要するコストの重点が異なり、例えば、鑑定費用についても電子的情報について検証ないし鑑定するための新たにコストの係る手続の内容が現れるようになっている。これらのコストは民事訴訟費用等に関する法律における費用の項目を定める際には存在しておらず、法律上の訴訟費用の範囲についても再考が必要になる。

本研究は、各民事事件の手続との関係を多角的に考察する点に学術的な独自性がある。

3 . 研究の方法

本研究では、民事訴訟における訴訟費用負担に関する手続、裁判官による負担の裁判と裁判所書記官による額確定処分手続を基本的な手続と捉える。その上で、他の民事紛争解決手続における、そうした基本的な仕組みが事件類型、手続の違いによりどのように修正ないし調整されるのかについて考察を広げる。例えば、平成8年民事訴訟法改正後の大きな変化として、それまで実現困難な集団的な利益の回復について、例えば、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)が施行された。日本版クラスアクションともいえる手続の創設は、差し止め請求に加え、さらに消費者の損害賠償請求権を集団的に請求することが可能になった。特例法においても、費用負担の規律に関しては、特定適格消費団体を当事者として民事訴訟法の規定に従っている。公共訴訟の性質をもつにもかかわらず、従来であれば、単純な原告側の共同訴訟における費用負担の規定が適用になり、場合によっては額確定などでは複雑な審理が必要になる場合であった。このことは、特例的な手続における紛争解決の利益と費用負担を考察することにより、基本的な費用負担の調整方法について考察が可能になると考えられる。さらに、消費者被害の加害企業が破産する場合には、特例法による債権届出手続と後続する破産手続における債権届出手続は、紛争としては実質的に連続したものと捉えることもできる。異なる手続間での費用を公平に負担することも検討が必要になる。

裁判ないし裁判外の方法により債権の争いが解決した後でも債務者が任意に義務を履行しない場合には強制執行が必要になる。広い意味では判決手続等から連続する紛争の一部として強制手続も位置づけられる。強制執行の分野では、不動産の明け渡しの問題になった時期もあれば、近時は、扶養料に関する強制執行、子の引渡に関する強制執行等、時代のすう勢に合わせて求められる強制執行において重点のおかれる分野も変化している。このうち扶養料等については、単なる金銭債権の満足にとどまらず、子や家族の福祉について考慮する必要があり、紛争解決の利益も形式的な債権の満足にとどまらない。手続の利用当事者の社会的状況に合わせた費用負担原理について考察することも必要になる。

本研究は、主に文献を利用したドイツおよび米国法を中心とした比較法的な考察による。基本的な民事訴訟手続における紛争解決の利益と費用負担の関係については、旧民事訴訟法の基本となったドイツ民事訴訟法および裁判費用法に関連する文献を主に考察の対象とする。平成 8 年改正により費用負担額の確定決定の裁判が裁判所書記官に職務権限が移譲された点に関して、ドイツにおける司法補助官による費用額の確定の裁判との比較検討を両国の当職の違いに配慮しつつ考察を行う。

4. 研究成果

司法改革の一環として裁判所書記官に移管された訴訟費用額確定処分について、ドイツ法との比較を行い、確定処分に必要となる基準について検討を行った。その成果の論文として、「民事訴訟費用の裁判と費用額確定処分」『現代民事手続法の課題』(春日偉知郎先生古稀祝賀)293-313 頁(2019 年 7 月)

特定の紛争類型に着目した訴訟費用の問題に関しては、新しい紛争類型において問題となる経済的利益について検討を行い、以下の国際学会で報告を行い、海外の研究者と意見交換を行った。

Hironao Kaneko, Resent Consumer Finance and Bankruptcy in Japan, LSA 2019, D.C. (U.S.), May 31, 2019 ならびに Hironao Kaneko, Promotion of Cashless Transaction and Consumer Bankruptcy in Japan, ALSA 2019 Osaka Univ. Dec.12-15, 2019

Hironao Kaneko, Costs of Resolving Neighborhood Troubles, LSA (Law and Society Association), Denver(US Online)(May 31, 2020)

Hironao Kaneko, Countermeasure against Vacant House in Tokyo Metropolis, 16th Annual Conference of the Asian Law and Economics Association, (Multimedia University, Malaysia Online)(Dec12-13, 2020)

また、家族関係訴訟においては、裁判を起こす前にコストが必要になっていることを、DNA 鑑定に係る裁判例から考察し、国内学会で報告を行った。「家族関係訴訟のコスト-DNA 鑑定を中心に -」法と経済学会第 19 回全国大会(2021 年 11 月 14 日)

その他、訴額算定に関する裁判研究として、以下の論稿を公刊した。「当選訴訟の複数の請求に係る訴え提起手数料の算定における、訴えで主張する利益の共通性」令和 3 年度 重要判例解説ジュリスト 4 月臨時増刊 107-108 頁(2022 年 4 月)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 金子宏直	4. 巻 1
2. 論文標題 民事訴訟費用の裁判と費用額確定処分	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 現代民事手続法の課題（春日偉知郎先生古稀祝賀）	6. 最初と最後の頁 293-313
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 4件）

1. 発表者名 Hironao Kaneko
2. 発表標題 Costs of Resolving Neighborhood Troubles
3. 学会等名 Law and Society Association (Denver US Online) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Hironao Kaneko
2. 発表標題 Countermeasure against Vacant House in Tokyo Metropolis
3. 学会等名 16th Annual Conference of the Asian Law and Economics Association (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Hironao Kaneko
2. 発表標題 Resent Consumer Finance and Bankruptcy in Japan
3. 学会等名 LSA 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hironao Kaneko
2. 発表標題 Promotion of Cashless Transaction and Consumer Bankruptcy in Japan
3. 学会等名 ALSA 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関